

第1421回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和元年12月26日 木曜日  
開会 10時00分 閉会 11時15分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀  
委 員 星川 茂一  
委 員 高乗 秀明  
委 員 笹岡 隆甫  
委 員 野口 範子

4 欠席者 委 員 奥野 史子

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1420回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案4件、報告2件

イ 非公開の承認

報告1件については、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第3条に掲げる「非公開事項」に該当するため、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

### 議第31号 京都市立学校の通学区域の変更について

(事務局説明 池本 調査課長)

通学路の状況や生活圏・自治活動が通学区域外の校区である等の事情により、地域の要望に基づき、特別措置として、本来の指定学校ではなく、別の学校へ区域外就学する地域を「指定地区」として取扱っている。

現在、「指定地区」として扱っている右京区の9つの地域については、本来の通学区域の学校ではなく、区域外就学の手続きを行い、通学区域外の学校に通学しているが、地域に定着していることから、今回、実態に沿うよう通学区域を変更するものである。

各地域の状況について具体的に説明する。

嵯峨天龍寺今堀町の13番地及び14番地の一部については、嵯峨小学校の通学区域だが、自治活動を東側の嵐山学区で行っていることから、地域からの要望があり、「指定地区」として昭和55年から嵐山小学校へ区域外就学をしている。

鳴滝宇多野谷17番地は、北区の前谷地域と隣接している地域だが、住所は右京区鳴滝宇多野谷となっており、宇多野小学校・双ヶ丘中学校の通学区域である。昭和50年代後半に宅地開発されたが、宇多野小学校へ通うためには、南側へ抜ける山道を通る必要があり、非常に急斜面で通学路としてはふさわしくないことから、昭和59年に「指定地区」とし、金閣小学校・衣笠中学校へ区域外就学している。

太秦京ノ道町は、南北に長い町であり、常磐野小学校より北側は宇多野小学校・双ヶ丘小学校の通学区域、南側は常磐野小学校・蜂ヶ岡中学校の通学区域となっている。常磐野小学校以北の地域はもともと住居がなかったが、平成14年以降に宅地開発された際に、自治会活動は南側の地域と一体となって常磐野学区で行うとのことから、地域からの要望を受け、「指定地区」として常磐野小学校・蜂ヶ岡中学校へ区域外就学している。

山越東町は、全域が宇多野小学校・双ヶ丘中学校の通学区域だが、市街化調整区域以外の地域について平成10年ごろから宅地開発され、常磐野学区で自治活動を行っていくことなどを理由に、地域からの要望により、平成13年に「指定地区」とし、常磐野小学校・蜂ヶ岡中学校へ区域外就学している。

御室岡ノ裾町48番地は御室小学校の通学区域であるが、他の地域とは双ヶ丘を挟んで離れており、飛び地となっている。48番地の地域については、自治活動を隣接する宇多野小学校区と一体となって行っていることなどから、平成16年に地域から要望を受け、「指定地区」として宇多野小学校へ区域外就学している。

花園扇野町5番地は、花園小学校の通学区域であるが、御陵によって他の地域と分断されており、地理的状況及び自治活動等を隣接する御室小学校区で行っていることなどから、平成元年に地域から要望を受け、「指定地区」として、御室小学校へ区域外就学している。

常盤柏ノ木町の12番地26～30については、常磐野小学校・蜂ヶ岡中学校の通学区域だが、宅地開発された際に宇多野学区として自治活動等を行っていくことを理由に要望があり、平成25年から「指定地区」として宇多野小学校・双ヶ丘中学校へ区域外就学している。

常盤古御所町の天神川通以東の地域は、常磐野小学校・蜂ヶ岡中学校の通学区域だが、他の地域と天神川通で分断されている。この地域は隣接する御室学区の自治活動に参加しており、平成16年に地域からの要望を受け「指定地区」として、御室小学校・双ヶ丘中学校に区域外就学している。

常盤森町のJR山陰線以南の地域については常磐野小学校・蜂ヶ岡中学校の通学区域だが、北側の地域とは線路により南北に分断されている。南側は平成8年ごろに宅地開発され、自治活動等は、南側に隣接する太秦学区で行うとのことで、地域から要望があり「指定地区」として太秦小学校・太秦中学校に区域外就学している。

今回の通学区域の変更は、「指定地区」として取扱ってきた地域について、通学区域自体を実態に合わせて変更するものであり、実際に通う学校に変更はない。今回の変更により、保護者及び学校が区域外就学の手続を行う必要がなくなり、とりわけ保護者の負担が軽減される。また、関係する自治連合会からは通学区域変更を希望する旨の要望書、及びその要望書に同意する旨の同意書の提出を受けている。通学区域の変更時期は、令和2年4月1日とさせていただく予定である。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 実態に合わせて定着している地域の解消を進めている。今回の地域を解消した場合、残り何ヶ所か。

【事務局】 当初は40数ヶ所あったが、今回の地域が解消となれば残り約20ヶ所となる。

【笹岡委員】 実態の把握や地元の意見はどのように確認しているのか。

【事務局】 現地の状況を視察するとともに、学校に子どもや地域の状況の確認をしている。また、自治連合会の会長にも自治活動や地域の状況を確認し、通学区域を実態に合わせて変更しても支障がない状況であることを確認している。

【在田教育長】 今後、他の地域についても状況を確認し、実態に応じて整理を進めていく。

(議決)

教育長が、議第31号「京都市立学校の通学区域の変更」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第32号 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第33号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

規則改正の主旨について説明させていただく。地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月からは、特別職非常勤嘱託員と一般職の臨時的任用職員の任用条件が厳格化されることとなった。

特別職非常勤職員は、専門的な知識経験等を有する者が助言・調査・診断等を行う場合に限り今後も任用されることとなり、学校現場では学校医が該当する。

臨時的任用職員については常勤職員に欠員が生じた場合に限り、任用できることとし、学校現場では常勤講師等がこれに該当する。これらに該当しない者については、新たに創設される一般職の会計年度任用職員に移行されることとなる。

これらの改正内容を受けて、管理用務員及び給食調理員については、この間、採用凍結に伴い正規職員が減少する中、業務の安定的な運営を継続するために、業務管理や人材育成等、正規職員と同様の職務を担う新たな臨時的任用職員を創設し、それ以外についてはすべて会計年度任用職員として移行する。

これに伴い、昨年度1月24日の本教育委員会において承認をいただき、昨年度2月市議会において会計年度任用職員に関する関係条例改正等の規定の整備を行ったところである。今回の規則改正については、この条例改正を受けて、会計年度任用職員の給与等についての規定整備を行うものである。

なお、非常勤講師などの教職員に関しては、現在組合と協議中である。

次に、改定内容の概要について説明させていただく。

「京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則」については、会計年度任用職員を任用した際の給料月額決定方法や会計年度任用職員及び臨時的任用職員の手当等についての規定を整備するものである。

「京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則」については、会計年度任用職員の給料月額決定基準や手当等についての規定を整備するものである。

管理用務員と給食調理員でそれぞれの条例や規則における条文内容等の構成が異なるため、今回の議案についても規定の仕方に違いがあるが、規則以下で定めるものも含めて基本的な制度内容は同様のものとなる。

移行後の給与体系について説明させていただく。正規の欠員代替に任用する臨時的任用職員については、月例の給与水準としては移行前と同水準程度だが、扶養手当、住居手当など諸手当として正規職員並に手当を支給することとしている。また期末・勤勉手当を正規職員並に支給し、勤続6月以上の者が退職する場合は退職手当を支給することとする。

会計年度任用職員については、月例の給与水準については、臨時的任用職員と同様に移行前と同水準程度であるが、諸手当については通勤手当が正規並の水準で支給し、また、期末手当を現行の2.35月分から2.6月分で支給する等の改善を見込んでいる。また、

フルタイムの会計年度任用職員については、勤続12月を超える者が退職する際は退職手当を支給することとする。臨時的任用職員も会計年度任用職員も1年間良好に勤務したうえで次年度に再任される際には、昇給見合いとして、1号給上位の給与決定を行うこととしている。

なお、正規職員を定年まで勤めた後に臨時的任用職員又は会計年度任用職員となるいわゆるOB職員については、再任用職員との均衡を考慮し、一部手当を支給しないなど制限を設けている。

今回の会計年度任用職員制度創設に伴い、管理用務員及び給食調理員の非正規職全体として一定の給与改善が図ってまいりたい。

規則の施行期日については、ともに令和2年4月1日である。

(委員からの主な意見)

**【星川委員】** 臨時的任用職員とフルタイムの会計年度任用職員の差は。

**【事務局】** 臨時的任用職員は正規並の仕事をする。今の管理用務員と給食調理員は、今の仕事をそのまま続けていただく。

フルタイムの会計年度任用職員は、OB職員は想定しておらず、主に公募で任用された方を想定している。OB職員は、主に臨時的任用職員として任用したいと考えている。

日常的な仕事の内容はそれほど差異が無いかもしれないが、例えば給食調理員の場合、3～4人で業務を行うとしたら、その責任者をいわゆる正規や再任用、臨時的任用職員が担うことになる。それ以外のいわゆる通常の給食調理員については今までどおり業務を行うことを考えている。

**【野口委員】** 資格の違いはあるのか。

**【事務局】** 資格の差は考えていない。どちらかという経験年数や仕事の能力によって、臨時的任用職員として登用し、指導的立場として業務を行っていただきたいと考えている。

例えば、管理用務員であればそれぞれのブロック毎で指導にあたっていただいて巡回していただく等、考えているところである。

**【星川委員】** 仕事の中身からすると、日々の職務について差が出るわけではないということか。

**【事務局】** 差は出にくいと考えている。どちらかという指導・助言にあたっていただく役割を担っていただくことで差を持たせたいと考えている。

**【星川委員】** OB職員が臨時的任用職員になるということか。

**【事務局】** OB職員の他、正規の採用を凍結している中、公募により任用された方の中で、力がある方については臨時的任用職員として登用していききたいと考えている。

**【在田教育長】** 非正規職員の処遇が宜しくないということで、毎年任用を更新する際に一定

の選考をすることを条件に、少し処遇改善をするという改正内容になっている。

【事務局】 給食調理員については、この間、プール派遣が非常に厳しい状況にあるなかでもあり、人材確保の観点で処遇改善を図っている。また、管理用務員についてはどの学校でも同じような業務ができるよう標準職務の遂行を図っていきたいと考えている。

(議決)

教育長が、議第32号 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議第33号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

## エ 報告事項

報第2号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

管理用務員、給食調理員の給料表については、いずれも本年9月12日の京都市人事委員会勧告に基づく市の行政職の改定内容に準じた改定を行っている。

管理用務員については条例で給料表が定められているため、本年11月14日に教育委員会の承認をいただき、市議会で議決のうえ、令和元年12月23日に施行されたところである。

給食調理員については規則で給料表が定められており、月額の改定額は、管理用務員と同様に年齢層が高齢層に偏っているため、実質的な引上げ額は100円となっている。

改正規則の施行期日は、給料表の改定については本市の職員と同様に令和元年12月23日に施行し、平成31年4月1日に遡っての適用となる。

なお、本給料表の適用対象は正規及び再任用の給食調理員である。

(委員からの意見なし)

報告 小栗栖中学校区の統合要望書の提出について

(事務局説明 塚本 学校統合推進室計画課長)

伏見区・醍醐地域の小栗栖中学校区の「小栗栖小学校・小栗栖宮山小学校・石田小学校・小栗栖中学校」においては、児童生徒数の減少を危惧し、学校運営協議会やPTA等で、小規模校化対策について平成29年度末頃から協議を重ねてこられた。その結果「小栗栖小

学校・小栗栖宮山小学校・石田小学校を統合し、小栗栖中学校と合わせた施設一体型小中一貫教育校の創設を目指す」ことで合意され、12月17日に教育委員会に要望書を提出された。開校時期は、令和7年4月を予定している。

伏見区醍醐地域においては、児童生徒数の減少が進んでおり、平成29年12月に醍醐十校区自治町内会連絡協議会で、教育委員会から醍醐地域の児童生徒数の現状と、その中でも特に小規模校化の著しい小栗栖中学校区4小中学校における対策の必要性について説明した。特に、小栗栖小学校と石田小学校では児童数が大きく減少し、全学年1クラスの単級となっており、現在、北部山間地を除く京都市内の小学校で最も児童数が少ないのが石田小学校で119名、3番目に少ないのが小栗栖小学校で123名となっている。

そのような小規模校の現状を踏まえ、4小中学校では、平成30年3月から、学校運営協議会等やPTAにおいて、子どもたちのより良い教育環境の在り方に関して検討が進められ、令和元年5月～6月には各校のPTA総会において「小中一貫教育校の早期創設を目指した取組を推進する」ことを決議された。

その後、地域での議論やPTA決議を踏まえ、本年8月に3学区及び中学校の地域・学校運営協議会・PTA等で組織された「小栗栖中学校区小中一貫教育校創設検討協議会」を発足され、開校場所等、小中一貫教育校の創設に向けた課題について検討された。その結果、小中一貫教育校の早期実現を目指して取組を進めることで最終合意に至られ、12月17日に教育委員会に統合要望書が提出されたものである。

要望書は、醍醐十校区自治町内会連絡協議会 村井信夫会長の御同席のもと、小栗栖中学校区小中一貫教育校創設検討協議会の代表である小栗栖宮山自治町内会連絡協議会 岩井義男会長、副代表である小栗栖自治町内会連合会 安部繁会長、石田小学校区における小栗栖中学校区小中一貫教育校検討委員会 松井憲二委員長の連名で御提出いただき、具体的な要望事項は6点ある。

1点目は、小栗栖小学校、小栗栖宮山小学校と石田小学校を統合し、小栗栖中学校と合わせて、できる限り早期に全国に誇るべき施設一体型小中一貫教育校を新設すること。

2点目は、全ての子どもたちが共に学ぶ最新の校舎を現小栗栖小学校敷地に建設するとともに、隣接する小栗栖中学校の敷地を活用して、多様な教育活動を展開できる環境整備に努めること。また、新校舎の建設に際しては児童数の少ない小栗栖小と石田小を石田小敷地で一次統合すること。

3点目は、施設一体型小中一貫教育校の特色を生かした教育内容・指導体制を確立し、夢と希望が溢れる学校づくりに尽力すること。

4点目は、新校名など様々な検討課題には、地元・保護者の意向を尊重して対応すること。

5点目は、通学安全対策は、関係機関と十分連携して、万全を期すること。

6点目は、小中一貫教育校開校後も各学区に自治活動の拠点や避難所の機能を確保すること。といった内容で御要望をいただいている。

今後の予定については、地元の方々の御要望の趣旨を踏まえ、市議会の御理解・御支援

を頂きながら、令和7年度の開校に向け、小栗栖小学校敷地における新校舎の整備内容や小中一貫教育校における教育内容等の検討を進めていく。

なお、今年度の4小中学校の合計は721名だが、令和7年度の小中一貫教育校開校時は、小中合わせて約540名の児童生徒数になる見込みである。

(委員からの主な意見)

【野口委員】小栗栖小と石田小を石田小敷地で一次統合するとのことだが、小栗栖宮山小や小栗栖中は次の段階で一緒になるのか。

【事務局】小栗栖小敷地での工事のために小栗栖小を空ける必要があるため、今回は児童数の少ない小栗栖小と石田小を一次統合し、小栗栖小児童が石田小へ通うこととなる。そして、令和7年度の新校舎における小中一貫教育校の開校を目指す。

【在田教育長】本年4月に開校した向島秀蓮小中学校も同様であった。二の丸北小敷地での工事着工に際し、まずは二の丸北小と向島二の丸小を一次統合し、新校舎完成後に4小中学校が一緒になるというもの。

【野口委員】小中一貫教育校開校後の、小栗栖中や小栗栖宮山小、石田小はどうなるのか。

【事務局】小栗栖中は、小栗栖小と道路を挟んで隣接しており、運動場等として小中一貫教育校の教育活動に利用する。小栗栖宮山小と石田小は、閉校施設となり、当面は教育委員会で管理することになる。

【在田教育長】以前は要望書提出から約4年後に開校することもあったが、建設業界の働き方改革により、開校は5年後になる。実現に向け、今後しっかりと取り組みを進めてまいりたい。

オ 非公開の宣言

教育長から、報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 報告事項

報告1件に係る会議録については、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件のため、非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

12月4日 市会本会議（代表質問）

12月5日 予算特別委員会第2分科会



12月6日 教育福祉委員会

12月10日 番組小学校創設150周年記念式典及び記念講演会

12月25日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時15分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長